

添加物部会の見解

過酢酸製剤について、添加物部会で以下の点を確認した。

- 1 各国の評価書の内容及び参考人の意見を踏まえて検討した結果、JECFA（FAO／WHO 合同食品添加物専門家会議）の評価では、
 - ① 食中毒の原因となる微生物（腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラ菌、等）の殺菌に対して有効性がある。
 - ② 過酢酸、過オクタン酸、過酸化水素は酢酸、オクタン酸、酸素、水に分解され、残留しない。
 - ③ 食品に残留する少量の酢酸及びオクタン酸は、安全性に懸念はない。
 - ④ HEDPは、食品に残留すると予想される量では、安全性に懸念はない。と判断されていることについては、妥当であると考えられる。

さらに、米国、欧州食品安全機関（EFSA）、オーストラリア等で安全性が評価されていることから、人の健康を損なう恐れはなく、安全性に懸念はないと考えられる。

- 2 食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼及びその評価を踏まえた添加物の指定手続きを速やかに行うべきである。
- 3 添加物としての指定がなされるまでの間、食品中のHEDP、オクタン酸の分析法を検討し、残留量のモニタリングを行い、定期的に添加物部会へ状況を報告するべきである。
- 4 本件と同様の事例が起きないように、各国に対し、我が国の添加物に関する規制の内容の周知を図るべきである。